

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月23日 提出

提出者	周南市議会議員	島	津	幸	男
		井	本	義	朗
		岩	田	淳	司
		金	子	優	子
		佐々	木	照	彦
		友	田	秀	明
		中	村	富美	子
		藤	井	康	弘
		古	谷	幸	男
		吉	安	新	太

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例

周南市議会委員会条例（平成15年周南市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市議会委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 議会だより編集委員会 <u>8人</u> 議会だよりの編集に関する事項 2～4 (略)</p>	<p>(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 議会だより編集委員会 <u>7人</u> 議会だよりの編集に関する事項 2～4 (略)</p>